共通契約条項

本共通契約条項は、本注文に係る各種サービスに共通して適用されるものとします。ただし、各種サービスの約款の定めが本共通契約条項の定めと異なるときは、約款の定めに従うものとします。なお、本共通契約条項の他に「共通契約条項(第三者サービス用)」が添付されている場合は、それにより規定されるサービスについては、「共通契約条項(第三者サービス用)」の各条項が優先的に適用されるものとします。

第1条(契約の成立

サービスに関する甲乙間の委託契約(以下、「本契約」という)は、甲からのサービスの注文に対し乙が承諾 の意思表示を発したときに成立するものとします。

第2条 (サービスの内容)

- 1. 個別のサービスの内容は添付の各約款に、その適用範囲は別表に定めるとおりとします。
- 別段の定めある場合を除き、サービスは乙の営業日、営業時間内に日本国内の乙所定のサービス地域内 において提供されるものとします。

第3条 (サービスの対象)

サービスが特定された機器またはソフトウェア等(以下、「サービス対象」という)を対象とするものである場合は、別表に個々のサービス対象を明記するものとします。なお、サービス対象の追加または仕様変更等があったときは、当該追加または変更等にも本契約条項が適用されるものとします。

第4条(サービス提供の条件)

- 1. 甲は、サービスを受けるにあたりサービス対象があるときは、別段の定めにより乙による対応が契約内容に含まれる場合を除き、以下の各号の対策を実施するものとします。
 - (1) 乙が適時、適切かつ安全にサービスを提供できるようサービス対象所定の稼動環境を保持すること。(2) サービス対象にかかるデータについて、適切な防禦措置あるいは必要に応じデータ再生が可能となるような対策を実施すること。(3) サービス提供時において障害となる可能性のある、サービス対象でないプログラム、データおよび取り外し可能なそれらの記録媒体ならびに非純正部品、機構、付加物または乙以外の者による改造等を取り外すこと。
- 2. 甲は、サービス実施のために必要となるときは、乙の求めに応じ資料、情報、機械、什器備品、電気ない しサービス実施場所等を無償で提供するものとします。
- 3. 甲は、サービス対象の所在、仕様等の変更の他、乙がサービスを提供するために必要となる条件ないし 情報に変更が生じたときは、速やかに乙に対し明示的な方法により変更内容を通知するものとします。
- 4. 本条に基づく甲の措置ないし対策の未実施に起因して生じた損害ないし費用については、乙は責任を 負わないものとします。

第5条(サービス実施結果の確認)

甲は、サービスが実施されたときは実施結果を確認し、乙の求めに応じ乙所定の報告書に確認の押印または署名を行うかまたは別途確認書面を交付するものとします。当該書面が交付されまたは甲から速やかに書面による異議の申出がない限り、サービスは適正に実施されたものとみなすものとします。

第6条(サービスの性質)

- 1. サービスは、善良な管理者の注意をもって、そのサービスの内容を実現するための合理的な努力を行う ことを本旨とする準委任契約であり、仕事の完成や完全な結果の実現を約束する請負契約ではないも のとします。
- 2. サービスにおける保証は、別段の定めある場合を除き、法律上の契約不適合責任を含め契約期間中においてサービスを提供すること(性質上実施回数に制限のないサービスの場合は繰り返し提供すること)をすべてとします。

第7条(請求および支払)

- 1. サービスの料金は、別表に記載のとおりとします。別段の定めある場合を除き、乙は、サービス料金を甲に対し前請求するものとします。
- 2. 甲は、サービスの料金およびこれに対する消費税等を、別表の記載または乙からの請求に従い、自らの 費用負担で、原則として乙の指定する銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとします。
- 3. 本契約が乙のみの責に帰すべき事由を理由として甲により解除された場合、または不可抗力により甲がサービスの提供を受けることが不可能となった場合を除き、支払済の料金は返還されずまた料金債務が消滅することはないものとします。

第8条(知的財産権)

別段の定めある場合を除き、本契約に基づくサービスの提供により乙から甲に対し著作権その他の知的 財産権が移転することはないものとします。なおサービスの実施にあたって乙または第三者の知的財産 権を含む納入物が納入されている場合、本契約が終了したときは、甲はその処理について乙の指示に従う ものとします。

第9条(機密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関し知り得た相手方またはその顧客の営業秘密(不正競争防止法の定義による)に該当する情報および個別に秘密と指定された情報を機密として保持し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の契約期間中およびその終了後も、第三者(乙の業務委託先を除く)に開示、漏洩してはならないものとします。ただし次の情報については別とします。
 - (1)知り得た時点で、守秘義務を負うことなく既に保有している情報。(2)本契約に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報。(3)守秘義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から取得した情報。(4)本契約とは無関係に、独自に開発した情報。(5)開示者が守秘義務を負わせることなく第三者に開示した情報。
- 2. 監督官庁の要求もしくは法令に基づき、開示義務を負う情報については、前項の限りではないものとしませ

第10条 (個人情報の取扱い)

前条第1項に定める「機密情報」に該当するか否かにかかわらず、乙は、甲から特定、明示して預託された個人情報を本契約の目的の範囲内でのみ使用し、また「個人情報の保護に関する法律」の定めに則り必要な安全管理措置を講ずるものとします。

第11条(善管注意義務)

- 1. 乙が、甲からサービス実施のために必要な資料等を貸与または開示されている場合は、乙は当該資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつサービスの目的のためにのみ使用、複製ないし改変等することができるものとします。
- 2. 乙は、本契約が終了したときまたは甲の合理的な指示があったときは、前項において管理、保管する資料等を速やかに甲に返還するものとします。
- 3. 乙は、サービスを乙の事業所外で実施するときは、当該事業場の規則を遵守し、権限のある者の指示に 従うものとします。

第12条(責任の制限)

- 1. 本契約の履行に関してが負う損害賠償責任は、強行法規または本契約に別段の定めある場合あるいは この故意による場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不法行為その他請求原因のいかん にかかわらず本条の定めに従うものとします。
- 2. 乙は、乙の責に帰すべき事由の直接の結果として現実に発生した通常の損害についてのみ、損害賠償責任を負うものとします。
- 3. 乙が負う損害賠償の総額は、損害発生の直接的原因となった個別のサービスの料金額1年分を限度とするものとします。
- 4. 乙は、次の損害についてはいかなる場合にも責任を負わないものとします。
 - (1) 特別な事情による損害、逸失利益、間接的損害。(2) 損害賠償請求の原因が、乙の責に帰すべき事由 に直接的に起因する場合を除く、第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害。(3) デー タおよびプログラム等の無体物に対する損害。

第13条(求償の制限)

甲は、本契約に起因して、結果的に生じた損害、間接的損害または特別な事情から生じた損害を含め、甲に 生じた損害を乙のサービス再委託先に対し直接請求することは、一切できないものとします。

第14条 (解除および期限の利益の喪失)

- 1. 甲または乙が以下の各号の事由のいずれかに該当したとき、相手方は何らの催告をすることなく直ち に本契約の全部または一部を解除することができるものとします。その際、併せて損害賠償の請求をす ることもできるものとします。
 - (1)本契約上の各義務に違反し、相手方から相当の期間を定めてその是正を求められるもなお是正しないとき。(2) 仮差押、差押、もしくは競売の申請、破産、民事再生もしくは会社更生の申立を受けあるいは自ら申し立てたときまたは清算に入ったとき。(3) 営業の全部譲渡、営業の廃止、あるいは変更または合併によらない解散をし、もしくはその決議をしたとき。(4)租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。(5) 支払いを停止したときまたは支払い不能に陥ったとき。(6) 手形を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。(7) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。(8) その他前各号に準ずるような、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2. 甲または乙に前項各号の事由のいずれかが生じたときは、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに残債務全てを弁済することを要するものとします。
- 3. 乙は、乙の責に帰すことのできない事由により、合理的な頻度を著しく超えて、サービスの実施が繰り返し必要になったときあるいは実施が困難になったときは、甲に対し料金その他の契約条件を合理的なものに改定するよう協議を申し入れることができるものとし、協議が整わないときは本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 4. 甲が第1項各号の事由の一つに該当したとき、または、甲が別表に定める支払期日迄に料金およびこれに対する消費税等を支払わないと認められる合理的な理由があるときは、法令により禁止される場合を除き乙は他の救済手段に加え、全てのサービスの提供を直ちに停止することができるものとします。
- 5. 乙は、甲に対する3ヶ月前迄の書面による通知により、料金支払済の期間の終了をもって、料金その他の 契約条件を改定することができるものとします。甲がこれに同意しないときは、新たな契約条件が適用 される1ヶ月前迄に乙に対し書面により通知することにより、料金支払済の期間の終了をもって本契約 を解除することができるものとします。

第15条(契約期間)

本契約の有効期間ないし個別サービスの提供期間は、別表に記載のとおりとします。なお原則として両期間、サービスの開始日のみが記載されているときは開始日より1年間、開始日・終了日共に記載のない場合は契約成立日より1年間とします。ただし、契約を更新しない旨の明記がされているもの以外は、第14条第1項による契約解除の場合を除き、有効期間満了の1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り本契約は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第16条 (規定の存続)

契約期間満了、解除その他の事由により本契約が終了した場合といえども、第6条(サービスの性質)、第9条(機密保持)、第10条(個人情報の取扱い)、第12条(責任の制限)、第17条(サービスの再提供契約)、第19条(その他)第3項、第20条(合意管轄)その他存続することが合理的と考えられる条項は存続し、甲および乙を拘束するものとします。

第17条(サービスの再提供契約)

- 1. 本契約に基づくサービスが、甲が第三者との契約に基づき履行義務を負うサービスの乙への再委託である場合は、当該第三者(甲の契約相手先)を別表に記載するものとします。この場合甲は、当該再契約先との間の「サービス契約」を自らの責任において締結するものとします。
- 2. 前項の場合乙は、サービス再契約先に対し、直接の権利または義務を負うことはないものとします。また甲は、当該サービス再契約先との契約の締結によって、本契約上の義務を免れるものではないものとします。
- 3. 甲とサービス再契約先との間の契約において、甲は、本契約上の甲の義務のうち、その性質上サービス 再契約先が乙に対し負うべき義務ないし負担等について、明示することを要するものとします。また甲 は、乙が甲に対し負うとされる義務を増加し、または負わないとされる負担および有するとされる権利 を縮小してサービス再契約先との契約を締結することはできないものとし、万一甲がこれに反したこ とにより、乙がサービス再契約先から何らかの請求を受けまたは義務ないし負担等を負うに至ったと きは、当該請求または義務ないし負担等について、全面的に乙に補償するものとします。
- 4. 前3項の場合を除き、甲は本契約に基づき取得する権利もしくは義務を、乙の書面による承諾なくして 第三者に譲渡もしくは移転あるいは担保に供することはできないものとします。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、相手方及びその代表者、役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)、実質的に経営に関与していると認められる者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものとします。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるときまたは本契約締結時以降に反社会的勢力に属していたと認められるとき。(2)反社会的勢力を利用していると認められるとき。(3)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。(4)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。(5)自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対して、次に掲げる行為を行ったとき。
 - ①暴力的な要求行為。②法的責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、 または暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、 または相手方の業務を妨害する行為。⑤その他前各項目に準する行為。
- 2. 甲及び乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、当該相手方に損害が生じても何らこれを 賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲または乙に損害が生じたときは、当該相 手方はその損害を賠償するものとします。賠償額は甲乙協議して定めるものとします。

第19条(その他)

- 1. 本契約に関し特別な定めがあるときは、別表の備考欄に記載するものとします。備考欄の記載は、約款 の記載を含め本契約の各条項の定めに優先するものとします。
- 2. 別段の定めある場合を除き、乙はサービスの実施において使用することのある各種データの原資料の、 正確性、完全性または有効性について責任を負うものではないものとします。
- 3. 別段の定めある場合を除き、乙が提供するサービスの選択、使用およびその使用結果については、甲自らの判断と責任によるものとします。
- 4. 乙は、本契約上のサービスを第三者に再委託することができるものとします。この場合、再委託先の行為は、乙の行為とみなされるものとします。
- 5. 強行法規に別段の定めある場合を除き、原因となった行為の発生から5年を経過したときは、本契約に 関し生ずる相手方に対する請求権は消滅するものとします。

第20条(合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第1審の専属的合意管 轄裁判所とするものとします。

第21条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い甲乙協 議のうえ、円満に解決を図るものとします。